

国庫補助金等に関する提言

国庫補助金等については、真の地方分権を実現していくために、地方の自由度を高め、自立した行政運営ができるよう、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 都市自治体の意見を反映した地域自主戦略交付金の制度設計

市町村向けの国庫補助金等の地域自主戦略交付金化の制度設計に当たっては、先行する都道府県及び政令指定都市の運用状況を踏まえ、「国と地方の協議の場」等で都市自治体と十分協議し合意形成を図り、次の措置を講じること。

- (1) 総額については、従来の国庫補助金等の総額を縮減することなく、必要額を確保するとともに、当該交付金化に伴う地方債措置についても、新たな財政負担が生じることのないよう万全の措置を講じること。
- (2) 配分については、団体間・年度間の事業費の変動等の地域の実情に配慮するとともに、地方交付税制度との整合性に留意すること。
また、交付額については、積算根拠を明らかにし、予算編成等に支障が生じることのないよう、早期に明示すること。
- (3) 市町村の自由裁量拡大に寄与しない義務的な国庫補助金等や一部事務組合等に対する国庫補助金等は対象外とするとともに、予算編成等に支障が生じることのないよう、早期に対象事業等の情報提供を行うこと。
- (4) 地方の自由度を高める観点から、国の事前事後の関与を極力縮小するとともに、手続の簡素化など事務負担の軽減を図ること。
- (5) 地域自主戦略交付金はあくまでも、国と地方の役割分担に応じた適正な税源分配が行われるまでの過渡的な措置とし、その全体のスケジュールを明らかにすること。
- (6) 政令指定都市分については、対象要件の緩和など自由裁量拡大に寄与する不断の見直しを行うとともに、必要額を確保すること。

2. 国庫補助金等については、地方分権の理念に沿って、国と地方の役割分担を再整理し、明確化した上で、真に国が責任をもって負担すべき分野を除き廃止し、税源移譲を行い、その際、補助率の引下げや補助対象の縮減等地方への一方的な負担転

嫁は断じて行わないこと。

また、都市自治体の事業執行に支障が生じることのないよう必要額を確保するとともに、交付時期等の改善、手続きの簡素合理化等を図ること。

3．国庫補助負担金を受けて整備された公共施設の廃止・解体、目的外転用などの処分について、地域の実情に応じた対応が可能となるよう一層の弾力化を図ること。